私は誰でしょう

私は地上の全軍隊よりも、どんな爆弾よりも強い。そして、みんなの財産を無にしてやろうとねらっている。あなたは私に注意しなければならないのに、いつも忘れている。

二、三、四月のころは季節風が特に強く空気も乾燥し、特に一、二月は厳寒期でもあり、火気の利用も多く、火災が多いうえに、大規模な火災がおこりがちです。

国家消防本部では、この季節にあたって、二月の下旬から二週間全国的に火災予防運動をおこなって、一般の警火心の向上を図るとともに、消火機関の警備態勢の強化につとめております。この予防運動を大火の多い季節にちなんで、別に大火ぼく滅運動ともよんでいます。

大火の防止にあたってもっとも注意をし、私たち市民が気をつけねばならないことは「消防署に早く知らす」ということです。いわゆる初期消火の徹底です。自家消火ももちろん必要ですが、何よりもまず消防機関に通報する心構えを常日ごろから養成したいものです。

消防の消火作業に必要なものに「水」があります。水道を利用した消火栓と貯水槽、貯水池。自然水利と呼ばれる河川、湖沼等ですが、消防では、これらの消防水利を常に一旦緊急の場合即座に利用できるように整備し、掃除をしているわけですが、実際には、なかなか手がまわらず、いざという場合に不測の事態が生じて初期消火の完璧を期することのできない場合があります。そこで私達のできる範囲でこれらの水利の確保に協力をいたしましょう。

例をあげれば、地上の消火栓の附近に物をおいたり、車馬を止めて消火作業の支障にならないようにする。マンホール式の消火栓については、冬期は水をまきすぎて凍結させないよう、またその附近に車馬をとめるようなことのないよう常に気をくばることです。往々にしてごみのすて場にされたり、子供の遊び場にされたりしておるのをよくみかけることがあります。貯水池、貯水槽は相当深く作られていますので、危険でもあるし、これに近寄らないように維持に協力していただきたいのです。自然の河川、湖沼なども火災の場合には非常に有効な水利となりますので、常に整理されているよう心掛けるとともに、清潔の意味からもごみをすてるなどしないようにしてほしいのです。

最後に、初期消火の完璧を期するために、家庭内の消火設備を常に整とんしておきましょう。

市漆器展覧会と工芸技術研究会

市では今回左記要領により新潟市漆器展覧会を開催することになりましたのでお知らせいたします。

記

一、名称 新潟市漆器展覧会
二、主催 新潟市、新潟市漆器同業組合
三、会期 三月八日から十三日まで
四、会場 小林百貨店七階催場
五、出品
1 出品物は市内に生産された漆器またはこれに類似する化学製品および木地
2 出品申込は三月一日午後五時まで所定の申込書により市役所経済労働部商工課宛にお申込みください。
3 出品物の搬入は三月八日午前九時三〇分より、午前十一時までとし、出品物の搬出は三月十三日午後四時から六時までとします。
六、授賞 審査の結果優秀なものに左記の通り授賞いたします。
特賞 推賞 褒賞 佳作

なお、会期中の三月九日午後二時より講師を招いて、工芸技術研究会を開催いたしますのでお知らせします。

講師
1 化学塗料について 西山 技師
2 一般漆器について 富士野丹氏
3 蒔絵について 目黒順三郎氏

「お詫び」

去る一月十五日の成人式の際式場において該当者に配付いたしました「新有権者の皆様へ」の印刷物で、被選挙権の項中「衆議院、市町村長、日本国民で年令満二十才以上の人」については、「衆議院、市町村長、日本国民で年令満二十五才以上の人」の誤りでしたので訂正いたしますとともに深くお詫びいたします。

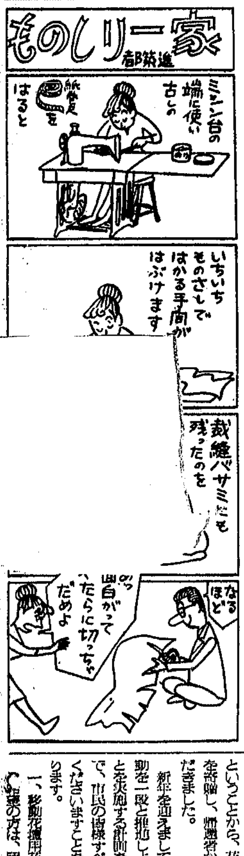

新潟市が保証する 市火災共済にご加入のお奨め

一月一日から契約のできる最高額が、十口の五十万円となりました。（従来は四口の二十万円でした）

わずかな掛金で安心できる火災共済え

◉新加入の方は 加入申込書に出資金百円をそえて申込んでいただきますと組合員となれます。

（なお出資金は次年度からは必要なく、また脱退の際はお返しいたします。）

◉加入資格 新潟市内に住所をゆうする方はどなたでも加入できます。

◉共済契約 所定の申込書に掛金をそえてお申込くだされば簡単に契約ができます。

◉効力発効と期間 申込手続き組合が受理した翌日の正午から、満一カ年となっております。

◉取次所 最寄りの消防署、消防分団、町内自警会、市民務課、各支所、出張所で取次をしておりますから、ご相談ください。

◉左記事務所に、お申込いただけば係員が参上いたします。

新潟市火災共済生活協同組合
東大畑通一番町（消防本部内）
電話(2)(2) 三、二〇八番 八、二三〇番

農地転用する場合の「許可基準」の制定について

これまで、農地を宅地や学校敷地などに転用しようとする場合、農地の所有者や耕作者に問題がなければ「農地法」に示されている規定に従っておおむね許可されてきましたが、農林省では、わが国の食糧生産力を維持し、自給力を向上させる必要から、あらたに「農地転用許可基準」を制定し、今後農地を転用する場合の許可申請は、この「基準」によって厳重に抑制されることとなりました。

この基準によりますと、農地は、転用しようとする場所や、その目的によっては許可されない場合がありますから、まず農地を転用するために売買したい人は、土地の売買契約をする前に、あらかじめ農業委員会（市役所六階または各支所内）に相談してから転用の許可申請をするようにして下さい。

花いっぱい会のお知らせ

― 市内を花でかざりましょう ―

花いっぱい会も発足以来、皆様のご協力によりまして、新潟駅前や養老院、市内数ヶ所の公園等に球根の植え込みを完了いたしました。また移動花壇の花箱も四百数十個の寄贈をうけ、学校、保育所をはじめ仲通り、営所通り、柾谷小路、東堀の一部に配布し球根を植えましたが、寒さに負けずに発芽し春を待っております。北鮮帰還の宿舎である日赤センターで楽しい最後の日を送ってもらいたいということから、花箱百数個と花を寄贈し、帰還者から喜んでいただきました。

新年を迎えましてこのような運動を一段と推進しようと、次のことを実施する計画をたてましたので、市民の皆様すべてがお申込みくださいますことをお待ちしております。

一、移動花壇用花箱の無料配布 （希望の方は、団体または個人で二月末日までに市役所経済労働部農林水産課内「花いっぱい会」大島幹事宛葉書でお申込みください。

二、総会御案内 会員の方は、万障お繰合せのうえ、ご参集くださいますようお願いいたしますとともに、会員でなくとも、この運動に興味をお持ちの方は、ふるってご参加いただき、ご意見をおきかせくださいますようお待ちしております。

◎日時、場所 二月十三日（土曜日）午後一時三〇分、社会教育会館（市役所裏旧教育委員会）

共同墓地 使用者の皆様へ

新潟市共同墓地は、ながい時代のうつり変りにより墓地の使用者が不明になっているものが相当数あります。

毎年四月に発布される墓地管理料納額告知書をうけていない方、もしくは住所変更者その他縁威で心あたりの方は、市役所衛生部衛生課にとなえてあります墓籍簿閲覧のうえ、使用墓地の確認をして適正な管理運営が行われるよう届け出くださるようお願いいたします。

旧軍人等およびその遺族の恩給関係未請求者の請求促進について

昭和二十八年八月一日法律第百五十五号により、恩給法の一部を改正する法律の施行以来、いちおう大部分の該当される方は請求済ですが、まだ請求しておらない方が若干あることと思われます。請求権の時効期限もいよいよ本年七月三十一日に迫りましたので、せっかくの権利がありながら時効により請求権を喪失することのないよう該当される方には至急請求されますようお願いいたします。

なお未請求となっている原因と思われることについてご参考までに申しのべます。

1 全般について

イ 旧証書があるため、それで何時でも支給を受けられると考えておられる方。または自動的に支給できるようになるものと思っておられる方。

ロ 支給額がわずかなんだからと放任しておられる方。

ハ 旧証書を亡失または返還等のため、証書がないから請求できないと思っておられる方。

ニ 権利者が住所不明のもの（家族から届出ください）

ホ 権利者が退職または死亡当時の本籍地外に居住しているため、連絡不十分のもの。

2 普通恩給、普通扶助料関係

イ 若年停止のため四十五才に達してから請求すればよいと思っておられる方。

ロ 実在職年が十二年もしくは十三年なければ請求権がないと思っておられる方。（勅令第六十八号施行前の既裁定者）

ハ 請求しなくとも既得権者は恩給局より支給されると思っておられる方。

ニ 既裁定の記号番号が不明であるから、請求できないと考えておられる方。

ホ 現在公務員として在職中であるため、退職後でなければ請求できないと考えておられる方。

ヘ 恩給を請求し、裁定通知を受けないうちに再応召となり終戦後復員された方で、既裁定の事実をお知りにならない方。

ト 普通恩給を受けていた事実を知らない普通恩給既裁定死亡者の遺族

チ 在職十二年もしくは十三年以上で、昭和二十八年八月一日前に死亡された方の遺族で、普通扶助料の請求権のあることをお知りにならない方。

リ 文官、教育職員、警察職員等の在職年を有し、旧軍人の在職年との所定の通算により、旧軍人の普通恩給権のあることを知らない方。

ヌ 軍人以外の恩給を受けていた人で、昭和二十一年勅令第六十八号の規定によって、軍人の在職年が除算されて文官等の一時恩給にかえられて現在そのままでいる方。

ル 改正恩給法は実収計算ですから、旧既裁定者ではありますが請求権がないと思っておられる方。

3 傷病恩給関係

イ じご重症となった方。

ロ 附則第二十二条請求（第七項症以下の裁定で賜金該当者）を知らない方。

ハ 重症のため恩給診断等をうけることができないため、放置している方。

ニ 恩給は勅令第六十八号で一時賜金に切りかえられ廃止になったものと誤解されておられる方。

ホ 現在の症状が軽度のものであるとの理由によって放置している方。

ヘ 終戦に続く在職期間内に傷病にかかり、これによって現在相当の障害があるもので、当時の証明書等がないため未請求となっておられる方。

4 一時恩給、一時扶助料関係

イ 引き続く七年以上の在職年がありながら、一時恩給権のあることを知らないでいる方。

ロ 終戦後、ソ連、中共等より復員され、応召、入隊より引き続き七年以上ある方。

ハ 請求権の時効等のあることを知らず、いつ請求してもよいと考えている方。

ニ 法施行当時生存していたならば、当然一時恩給を受けられるべきであった方の遺族の一時扶助料

ホ 普通恩給権を有する方が、昭和二十八年八月一日以後死亡した場合、恩給法第八十一条に規定する死亡者の兄弟姉妹に一時扶助料請求権があることを知らない方。

5 公務（三号、特例）扶助料関係

イ 遺族等援護法による遺族年金の裁定をうけている方で、自動的に公務扶助料に移行するものと誤解されている方。

ロ 父母で六十才未満のため権利がないと誤解されている方

ハ 増加恩給受給中の平病死者の遺族で、三号扶助料の請求権について知らないでいる方。

ニ 親権者、後見人の問題、または遺族間の紛争等により請求しないでいる方。

ホ 昭和二十三年一月一日以後死亡者と戸籍を異にしたため、扶助料権利がないものと誤解している方。

ヘ 遺族年金を受ける権利がないから、公務扶助料もうけられないものとあきらめている方

例 ① 公務員の配偶者、子で民法の応急措置法施行期間中（昭和22・5・3以後22・12・31まで）の遺族外との養子縁組等

② 公務員の子が昭和23・1・1以後公務員の妻の入夫（他人）と養子縁組をした場合

③ 昭和16・12・8前の死亡者で弔慰金の受給権がなく、また当時六十才未満であったため遺族年金もうけられない父母

④ 公務員死亡後、氏を改めない婚姻をした父母、祖父母

国保被保険者資格異動および医療費について

職域保険の被保険者（組合員）資格取得、喪失または被扶養者認定、除外の届出をしませんと保険料額の算定および医療費の支払いに誤りを生じ、ご迷惑をおかけするような結果になります。

この届出は、世帯主が事実の発生した日から十日以内にするよう定められてありますが、その手続きは次のとおりです。

○ 職域保険の被保険者（組合員）資格取得または被扶養者に認定された場合は、職域保険の被保険者証（組合員証）と国保の被保険者証および印鑑を持参してください。（職域保険の被保険者証、組合員証）がまだ交付されていないときは、事業主の証明書でも結構です。）

○ 職域保険の被保険者（組合員）資格喪失または被扶養者から除外された場合は、事業主が発行した被保険者（組合員）資格喪失証明書（被扶養者除外証明書）と国保の被保険者証および印鑑を持参してください。

○ 職域保険の適用事業所変更ならびに扶養関係の変更があった場合も右の要領で届け出てください。

◎ 届出先 市役所国民健康保険課またはそれぞれの支所、出張所

次に国保の被保険者でも職域保険から継続給付を受けている方は、その給付期間が満了するまでの間は、国保から医療費を受けられませんから直接お医者さんに支払って下さい。

継続給付期間満了後の分または継続給付の対象となっている疾病、負傷以外の分は国保から受けられます。

各科無料健康相談二月一日より開始します。